

進級判定並びに成績評価に対する異議申立てに関する規程」(271頁)を参照してください。なお、異議申立期間に先立ち、試験講評資料の配付、採点済み答案(コピー)の返却といった試験結果のフィードバックを行います。また、一部の科目において出題者による講評解説を実施するほか、必要に応じて個別指導も行っています。

## 2. 履修モデル(2025年度入学者)

専修大学法科大学院は、社会のあらゆる分野で活躍できる法律家を育成するため、カリキュラムに幅広い多様な科目を配置しています。法律家として必要な法律基本科目や実務基礎科目に加え、特定の法分野に強く、将来その道の専門家として活躍していく法曹にとって必要な科目も多数配置しています。

したがって履修に当たっては、多くの科目群の中から、自らの興味・関心、志向やニーズに応じて、適切な科目を選択することが求められます。必修科目を除いて、時間割で指定された範囲で自由な履修が可能です。履修に当たってその参考にできるよう、以下に履修モデルを提示しておきます。

ここで提示した履修モデルは、あくまで基本となる一般的なモデルであって、実際にどの科目を選択して履修するかは、各自の学修計画に照らして、自ら選択することになります。時間割との関係やシラバスによる各授業科目の内容の確認も必要となります。民事履修モデルと刑事履修モデルの双方を参考にしつつ、履修科目を選択するなど、各履修モデルを複合的に利用することもできるでしょう。

なお、司法試験在学中受験資格についての詳細は、12頁を参照してください。

### 1) 各履修モデルの共通部分

1年次(未修者1年目)と2年次(未修者2年目・既修者1年目)の履修科目は、その多くが必修科目であり、必修科目は各履修モデルとも共通となります。

#### ア. 1年次

1年次においては、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の法律基本科目(基礎科目)に属する12科目計34単位が必修です。1年次前期で履修する科目は比較的少なく、基礎的な法律基本科目であり、後期で学習する科目を理解するために学習しておくべき科目です。

1年次の必修科目は、統治の基本理論、人権の基礎理論、民法Ⅰ(財産法システムⅠ)、民法Ⅱ(財産法システムⅡ)、民法Ⅲ(事務管理・不当利得・不法行為)、民法Ⅳ(家族法)、商法Ⅰ(会社法)、民事訴訟法、刑法Ⅰ(総論)、刑法Ⅱ(各論)、刑事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅱの12科目計34単位です。

1年次の年間履修上限単位は39単位ですので、必修科目12科目計34単位を除くと、残りは5単位となります。実務基礎科目の法情報検索(選択科目・1単位)、法解釈入門(選択科目・1単位)及び法文書作成の基礎(選択科目・1単位)は全員が履修することが望ましいので、この他に基礎法学・隣接科目(選択必修科目・各2単位)の6科目の中から、1科目を選択して履修することができます。選択に当たっては、各履修モデルを参考にしうえで、前期・後期のバランスにも配慮しながら、自分に合った科目の選択を心がけてください。

#### イ. 2年次

2年次においては、必修科目13科目(各2単位)計26単位を履修することになります。具体的には、行政法の基礎理論、応用民事訴訟法、民事法総合演習Ⅰ(現代契約法)、民事法総合演習Ⅲ(不動産及び金融取引法)、商法演習Ⅰ(会社法)、商法演習Ⅱ(企業法総合)、刑事法総合演習Ⅰ(刑法総論重点)、刑事法総合演習Ⅱ(刑法各論重点)、刑事法総合演習Ⅲ(刑事訴訟法重点)、憲法総合演習Ⅰ(人権保障論)、憲法総合演習Ⅱ(憲法訴訟論)、行政法総合演習Ⅰ(行政活動法)、民事実務演習(基礎)を履修することになります。必修科目以外については、2年次の年間履修上限単位は36単位ですので、10単位まで選択履修することができますこととなりますが、基礎法学・隣接科目は選択必修科目ですので、2年次までにこの選択必修の4単位を履修しておくことが望ましいでしょう。

未修者は、1年次ですでに実務基礎科目の法情報検索(1単位)、法解釈入門(1単位)及び法文書作成の基礎(1単位)を履修しており、この他に基礎法学・隣接科目から2単位を履修している場合は、それ以外の法律基本科目(選択)、実務基礎科目(選択)、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の中から、10単位以内で選択することになります。

既修者は、全員、実務基礎科目の法情報検索(1単位)及び法文書作成の基礎(1単位)を履修

することが望ましいので、この他に法律基本科目（選択）、実務基礎科目（選択）、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目から、8単位以内で選択することになります。

修了要件単位は未修者106単位、既修者72単位ですから、2年次までに履修した残りの単位数以上を次の3年次に履修しなければならないことになります。なお、司法試験における「選択科目」（8番目の基本科目に相当）については、当然に、2年次から学修をスタートさせることが望ましく、展開・先端科目（司法試験選択科目に係る科目）から希望する「選択科目」を選択履修することを強くお勧めします。

### ウ. 3年次

3年次においては、全員が履修すべき必修科目が8科目16単位です。すなわち、法律基本科目の民事法総合演習Ⅱ（民事責任法）、会社法特論、刑事法総合演習Ⅳ（刑事法事例演習）、行政法総合演習Ⅱ（行政救済法）、実務基礎科目の模擬裁判、法曹倫理、民事実務演習、刑事実務演習を履修することになります。この他、実務基礎科目の選択必修科目であるクリニック、ロイヤリング、エクスターンシップから2単位分を選択して履修しなければなりません。3年次の年間履修上限単位は44単位ですので、26単位以下の範囲で自由に履修科目を選択することができ、ここで各履修モデルの違いが出てくることになります。

なお、2・3年次対象の選択の法律基本科目として、民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法事例演習）、憲法総合演習Ⅲ（憲法判例形成論）を配置しています。この2科目については、各科目担当教員から、学修が進んだ段階である3年次に履修するようにとの要望がありますので、3年次に履修することを勧めます。

## 2) 民事履修モデル

社会に生きる市民が日常的に遭遇する法的な問題は、その多くが民事上の問題です。本モデルは、そのような市民生活に根ざした「社会生活上の医師」としての業務を行う弁護士（あるいは、このような事件を扱うことになる裁判官）に必要な素養を身につけることに主眼を置くものです。

1年次においては、法情報検索、法解釈入門及び法文書作成の基礎を履修することによって、早い段階で、法律に関する情報を適切に収集し、法的な文書を作成するための基礎的な素養を身につけておくべきです。また、法哲学を履修することを通じて法制度のあり方について批判的視点を持つことも、法律学の学習をより興味深いものとするでしょう。

2年次においては、要件事実（基礎）を履修して各種の制度の要件やその具体的内容を精密に理解するとともに、民事の権利関係を具体的に実現する手続きである執行・保全法及び倒産法Ⅰ・Ⅱを履修することを勧めますが、これらに代えて、労働法Ⅰ・Ⅱや環境問題と法Ⅰ・Ⅱを履修することも考えられます。法社会学や外国法の知見も、わが国の法制度の特徴を理解するための助けになるでしょう。

3年次においては、2年次までに獲得した知識・理解を基礎に、より関心を広げて学習を進めていくことができます。民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法事例演習）や、民法と密接な関連のある情報法を履修することで民事法への知見を深めるとともに、民事法文書作成及び要件事実を履修することで実務的な能力を養うことを勧めます。また、民事法総合演習Ⅳ（家族法）や消費者法という市民の日常に根ざした法分野の理解を深めてください。民事事件には租税が関係することも多いですから、租税法Ⅰ・Ⅱを履修しても良いでしょう。また、医事関係訴訟に携わることを考えているのであれば、法医学の知見を得ておくことを勧めます。

| 区分         | 科目名                 | 配当年次                        | 区分        | 科目名              | 配当年次 |
|------------|---------------------|-----------------------------|-----------|------------------|------|
| 法律基本科目（選択） | 民事法総合演習Ⅳ（家族法）       | ２・３                         | 基礎法学・隣接科目 | 法哲学              | １～３  |
|            | 民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法事例演習） |                             |           |                  |      |
| 実務基礎科目（選択） | 法情報検索               | １・２                         | 展開・先端科目   | 倒産法Ⅰ・Ⅱ           | ２・３  |
|            | 法解釈入門               |                             |           |                  |      |
|            | 法文書作成の基礎            |                             |           |                  |      |
|            | 要件事実（基礎）            | 消費者法<br>特殊講義（情報法）<br>執行・保全法 |           |                  |      |
|            | 要件事実                | 租税法Ⅰ・Ⅱ                      |           |                  |      |
| 基礎法学・隣接科目  | 民事法文書作成             | ３                           |           | 法医学<br>環境問題と法Ⅰ・Ⅱ |      |
|            | 外国法                 | １～３                         |           | 労働法Ⅰ・Ⅱ<br>労働法演習  |      |
|            | 法社会学                |                             |           |                  |      |

## 3) 刑事履修モデル

刑事法は、犯罪と刑罰に関する法規範の総称です。刑事手続の中で、如何に事実を認定し、犯罪の

成否、刑罰権の有無及び量を判定していくのかは、実体法としての刑法と手続法としての刑事訴訟法の課題ですが、ここで求められる能力は、法律家としての基本的な素養に繋がります。すなわち、捜査・公判・刑の執行等の手続に関する知識とそれを規律する基本原理への理解、実体法の解釈を踏まえた事実認定能力などがそれに当たります。これに加え、一般市民が事実認定や量刑に関わる裁判員裁判への対応能力まで含めると、法曹三者に期待される役割は、増すばかりです。

最近では、弁護士業務の「専門化・分業化」が進んでいます。一概に悪い傾向とは言えませんが、刑事事件においては、一つの事実の評価の相違が結論を左右する分岐点となることがまれではありません。刑事事件に日常的に関与する刑事裁判官や検察官だけでなく、弁護人においても、その実体法的な意味を見抜き、効果的な活動を遂行するためには、実体法及び手続法への深い理解に基づく総合的な能力が求められます。

刑事法関連の必修科目は、法律基本科目として、2年次で、刑事法総合演習Ⅰ（刑法総論重点）、同Ⅱ（刑法各論重点）、同Ⅲ（刑事訴訟法重点）があります。また、3年次で、法律基本科目として刑事法総合演習Ⅳ（刑事法事例演習）、実務基礎科目として刑事実務演習、模擬裁判があります。刑事手続の中で事実をいかに認定し刑事実体法を実現していくのかを段階的に学修します。

選択科目としては、基礎法学・隣接科目群の法哲学が刑事法の基本理念に関連するものといえます。また、2・3年次の展開・先端科目には、刑事政策、法医学、刑事法特論（少年法・被害者保護法）があります。刑事法は基本法であり、他の法領域にも密接に関連しています。自分自身の関心にしたがって、幅広い観点での学修をすることが期待されます。

| 区分        | 科目名 | 配当年次 | 区分      | 科目名                              | 配当年次 |
|-----------|-----|------|---------|----------------------------------|------|
| 基礎法学・隣接科目 | 法哲学 | 1～3  | 展開・先端科目 | 刑事政策<br>刑事法特論（少年法・被害者保護法）<br>法医学 | 2・3  |

#### 4) 企業法務履修モデル

法科大学院は高度専門職業人としての法曹を養成するための教育機関ですが、高度専門職業人としての法曹は、法律の調査研究ないし学習それ自体がその主要な業務です。その意味では、法曹としての実質的な業務は法科大学院において既に開始しているといっても過言ではないでしょう。それゆえ、いかなる科目を履修するかは決定は、法曹としての進路を見据えて、十分な情報を収集したうえで戦略的に行うことが必要でしょう。以下において、履修科目の決定の参考のために履修モデルを一応掲げてはおきます。しかし、このモデルに囚われることなく、履修モデルの枠を越えて履修することも期待し、歓迎します。

企業の活動に伴って生起する法律問題は多様であり、その全てを法科大学院の教育によりカバーすることはもとより不可能です。したがって、法曹となった後に、問題に直面する度毎に関連する法律について調査し、研究しなければなりません。そのための基礎的な能力は法律基本科目の学習ないしは研究により培われます。1年次及び2年次（既修者1年目）に配当されている法律基本科目の研究ないし学修が企業法務の何よりの備えであることを忘れてはなりません。

1年次及び2年次の履修については、「各履修モデルの共通部分」に説明している通りですから、ここでは、企業法務の履修モデルのうち3年次の展開・先端科目についてのみ説明を加えることとします。

企業は、公法上及び私法上のあらゆる法律問題に直面します。ただ、これらの法律問題には企業に特有の問題があります。したがって企業法務の履修モデルにおいては、展開・先端科目のうち、企業活動に伴って生じる企業に特有の法律問題に対処し、又は解決するために必要とされる法律を掲げます。ただし、3年次において必修科目以外の科目から履修可能なのは合計28単位ですが、選択必修の実務基礎科目から2単位の履修が必要で、1・2年次の履修如何によっては、基礎法学・隣接科目群から4単位の選択必修科目の履修が必要です。そこで、国際取引など渉外関係に関する科目及び知的財産に関する科目の多くは渉外法務履修モデル又は知的財産法務履修モデルに掲げられていることから、本履修モデルでは割愛しました。企業法務履修モデルは、結果的には、企業買収・権利の証券化などの投資銀行業務に対応したものとなっています。しかし、渉外法務・知的財産法務も企業法務の一側面であり、渉外法務の履修モデルに掲げられている科目も適宜履修することを勧めます。

独自の理念及びそれに基づく基本原理を有する法律分野を対象とする展開・先端科目としては、独占禁止法Ⅰ・Ⅱ、租税法Ⅰ・Ⅱ、金融商品取引法、労働法Ⅰ（基本領域）、労働法Ⅱ（展開領域）、国際私法Ⅰ・Ⅱ及び環境問題と法Ⅰ・Ⅱ（演習）、特殊講義（情報法）などをあげることができます。これらの法律分野を扱う科目は法学部においても開講されていますが、大学院教育と学部教育とは本

質的に異なるものであり、既に学部で履修している場合にも重ねて受講することにより、より大きな成果が期待できます。学部と法科大学院における重複履修を避ける必要はありません。商法と会社法分野を質量ともにより掘り下げ、しかも企業の法律実務の新しい動向にも目を向ける選択科目として、商法Ⅱ（商法概論）や商法特論があります。

法曹教育が大学に大学院として設置されている理由の一つは、法学研究、とりわけ展開・先端科目の研究が大学において独占的に行われていることにあります。これらの科目を専門家から体系的に学修することは、法科大学院修了後には困難でしょう。また、展開・先端科目の法理論及び法解釈の技術の多くも一般の民商法と共通のものであり、その応用演習の側面を有します。それゆえ、学修計画に上支障のない範囲においてはありますが、展開・先端科目の積極的な履修を勧めます。

また、企業活動の国際化にともない、契約書のみならず企業活動に用いられる様々な文書の英語化が進展しています。国際取引上の紛争においては多くの場合、英米法が適用されていることは周知の通りです。したがって、企業法務には英語の能力が不可欠なものとなっています。

なお、法曹というのは弁護士だけでなく、裁判官も含まれます。企業法務に係る法を知り理解した裁判官を養成することも法科大学院制度が設けられた理由です。裁判官志望者にも、企業法務履修モデルに掲げる展開・先端科目の履修を期待します。

| 区分         | 科目名        | 配当年次 | 区分      | 科目名           | 配当年次 |
|------------|------------|------|---------|---------------|------|
| 法律基本科目（選択） | 商法Ⅱ（商法概論）  | 1・2  | 展開・先端科目 | 労働法Ⅱ（展開領域）    | 2・3  |
|            | 商法特論       | 2・3  |         | 国際私法Ⅰ・Ⅱ       |      |
| 展開・先端科目    | 金融商品取引法    | 2・3  |         | 租税法Ⅰ・Ⅱ        |      |
|            | 独占禁止法Ⅰ・Ⅱ   |      |         | 環境問題と法Ⅰ・Ⅱ（演習） |      |
|            | 労働法Ⅰ（基本領域） |      |         | 特殊講義（情報法）     |      |

## 5) 知的財産法務履修モデル

ビッグデータ、IoT、AI等の情報を蓄積・送信する技術、バイオ技術あるいは自動運転など、新たなハイテク技術分野等において、法の問題が密接に関わる時代を迎え、従来型の法曹では必ずしも十分には対応できない事象が頻出してきました。ここに新しいタイプの法曹を急ぎ養成することが求められることになりました。司法制度改革の狙いの一つもこの点にあります。

理学、工学、医学、農学など、理系の素養を備えた法曹の養成、それに、法学を学んできた者についても、著作権法、特許法、意匠法、商標法などの知的財産法に関しても高度の知識を有する法曹の養成が求められています。知的財産法に限りませんが、これからは、特定分野に特化した法領域に強い法曹の活躍する場が急増するでしょう。そのための人材の養成こそが急務になっています。

この知的財産法務履修モデルは、ビジネス・ローの中にあって重要な柱である知的財産法の領域で活躍できる人材、すなわち、現に次々と生じつつある新たな法的課題を解決できる人材の養成を目指したものです。

履修上の一般的な注意を述べると、民法（財産法）、民事訴訟法、知的財産法、企業法務、国際関連の科目には特に力をいれて欲しいと思います。もちろん、必修科目等をひと通り学ばなければなりません。が、実務に就いた段階に視点を移すと、先の5種の科目群は大きな力となるでしょう。

年次ごとに整理してみると：

1年次（未修者）は、12の必修科目（計34単位）に、選択必修科目の基礎法学・隣接科目のEU法、外国法などから1科目（2単位）、選択科目の法情報検索（1単位）、法解釈入門（1単位）、法文書作成の基礎（1単位）の履修となるでしょう（合計39単位）。

2年次（既修者は1年目）の履修科目は、必修科目、選択必修科目が中心となります。このうち、必修科目の13科目（26単位）は必須ということで固定されます。残り10単位のうち、基礎法学・隣接科目及び知的財産法などの展開・先端科目から5科目（10単位）を履修することができます。知的財産法には早目に接した方が良いので、是非とも知的財産法Ⅰ（著作権法）、知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）、の2科目（計4単位）を必ず履修してください。残りの6単位のうち、基礎法学・隣接科目のEU法、外国法などから2科目（4単位）を履修することをお勧めします（合計36単位）。

3年次（既修者は2年目）の履修科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目となります。このうち、①必修科目は法曹倫理などの8科目となります（合計16単位）。②選択必修科目の実務基礎科目からはクリニック、ロイヤリング、エクスターンシップから2科目（計2単位、必須）を選ぶことになります（合計2単位）。③既修者はさらに基礎法学・隣接科目からEU法、外国法などから1科目（計2単位）を選ぶことになります。④展開・先端科目からは知的財産法演習を必ず含めて、さらに執行・保全法、独占禁止法Ⅰ、独占禁止法Ⅱ、国際私法Ⅰ、国際私法Ⅱ、国際私法演習などから併

せて、合計最低3科目（合計6単位）を選びます。⑤選択科目は、法律基本科目からは民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法事例演習）、商法特論の2科目（計4単位）、実務基礎科目からは要件事実、公法系訴訟実務の基礎、民事法文書作成の3科目（計6単位）が選択の対象となるでしょう。

以上で、修了要件単位を取得することになりますが、3年次の履修上限単位が44単位なので、3年次に前述した展開・先端科目などで特に履修洩れしたと考える科目があれば、それらを追加選択履修するのが良いでしょう。

ここに、あらためて付言しますが、知的財産法務履修モデルは、民法・民事訴訟法を主軸としつつ、社会が要請している企業法務、渉外法務（国際法務）に関わる広い法領域を視野に入れています。

| 区分         | 科目名                                                                                        | 配当年次 | 区分         | 科目名                           | 配当年次 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------|-------------------------------|------|
| 実務基礎科目（選必） | クリニック<br>ロイヤリング<br>エクスターンシップ                                                               | 3    | 法律基本科目（選択） | 民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法事例演習）<br>商法特論   | 2・3  |
| 基礎法学・隣接科目  | EU法<br>外国法                                                                                 | 1～3  | 実務基礎科目（選択） | 法情報検索<br>法解釈入門<br>法文書作成の基礎    | 1・2  |
| 展開・先端科目    | 知的財産法Ⅰ（著作権法）<br>知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）<br>知的財産法演習<br>独占禁止法Ⅰ・Ⅱ※<br>執行・保全法※<br>国際私法Ⅰ・Ⅱ※<br>国際私法演習※ | 2・3  |            | 要件事実（基礎）                      | 2・3  |
|            |                                                                                            |      |            | 民事法文書作成<br>要件事実<br>公法系訴訟実務の基礎 | 3    |

（注）「展開・先端科目」（修了要件として少なくとも12単位以上の修得が必要）に掲げた知財3科目（合計6単位）は、それらの履修を必ず薦める科目です。※の科目については、3年次に余裕があれば履修することが望ましい「推奨科目群」です（なお、「EU法」、「外国法」以外の「基礎法学・隣接科目」に属する他の科目もこの「推奨科目群」に含めることができます）。選択科目全てを必須の修得として薦めるのは、これらの科目はいずれも一般に深く関わるものであり、司法試験に資するとの理由によります。

## 6）渉外法務履修モデル

近時における社会活動のグローバル化・国際化から生ずる法律問題や法律紛争に対応することのできる法曹を目指す履修モデルです。民事履修モデルを基本に据えながら、展開・先端科目のうち、渉外法務に関連する科目の理論と実務を履修する履修モデルです。

1年次（未修者）は、12科目全34単位の必修科目を履修し、このほか、選択必修科目の基礎法学・隣接科目から1科目（2単位）、選択科目の法情報検索（1単位）、法解釈入門（1単位）、法文書作成の基礎（1単位）を履修することもできます。

2年次（既修者は1年目）において、渉外法務の履修モデルを履修する前提となるのが、法律基本科目群に属する必修科目と選択必修科目です。必修科目としての民事法総合演習Ⅰ（現代契約法）、応用民事訴訟法、民事実務演習（基礎）、商法演習Ⅰ（会社法）、商法演習Ⅱ（企業法総合）等に加えて、選択必修科目としては、展開・先端科目の保険法、独占禁止法Ⅰ・Ⅱなどから2科目4単位を選択します。法社会学、西洋法制史、EU法、法哲学、日本法制史、外国法などの基礎法学・隣接科目群から4単位が選択必修ですが、モデルとしては、外国法の1科目2単位です。

3年次では、必修科目としての行政法総合演習Ⅱ（行政救済法）、会社法特論、刑事法総合演習Ⅳ（刑事法事例演習）、法曹倫理、刑事実務演習、模擬裁判、民事法総合演習Ⅱ（民事責任法）、民事実務演習に加えて、選択必修として、実務基礎科目から2科目（2単位）選択します。

また、渉外法務の科目として、2～3年次にかけて、国際私法Ⅰ、国際私法Ⅱ、国際私法演習を履修することが強く推奨されます。そのほか、関連する科目として、国際法、環境問題と法Ⅰ・Ⅱ（演習）、知的財産法Ⅰ・Ⅱ・演習、執行・保全法、倒産法Ⅰ・Ⅱなどの履修も望まれます。

| 区分        | 科目名                                                                                           | 配当年次 | 区分      | 科目名                                                          | 配当年次 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|--------------------------------------------------------------|------|
| 基礎法学・隣接科目 | EU法<br>外国法                                                                                    | 1～3  | 展開・先端科目 | 知的財産法演習<br>保険法<br>独占禁止法Ⅰ<br>独占禁止法Ⅱ<br>執行・保全法<br>倒産法Ⅰ<br>倒産法Ⅱ | 2・3  |
| 展開・先端科目   | 国際私法Ⅰ<br>国際私法Ⅱ<br>国際私法演習<br>国際法<br>環境問題と法Ⅰ<br>環境問題と法Ⅱ（演習）<br>知的財産法Ⅰ（著作権法）<br>知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法） | 2・3  | 実務基礎科目  | 法情報検索<br>法解釈入門<br>法文書作成の基礎                                   | 1・2  |

## 7) コミュニティサービス履修モデル

コミュニティサービスは、法律基本科目群の履修を踏まえたうえで、現実の社会生活に密接に関連する具体的な法律諸科目の履修を目的とする領域です。そのため、本領域では、各自の問題関心に基づく多様な履修が可能となるように、展開・先端科目を中心に数多くの科目を配置しており、実際の履修に当たっては、各自シラバスを参照しながら事前にしっかりと学習計画をたてるよう心がけてください。以下のモデルはそのための参考として示すものであり、全員が機械的にこれと同じ履修をしなければならないというわけではないことに留意してください。

1年次（未修者）では、必修の法律基本科目34単位のほかに、実務基礎科目の法情報検索（1単位）、法解釈入門（1単位）、法文書作成の基礎（1単位）を履修します。

2年次では、必修の法律基本科目・実務基礎科目26単位のほかに、年間履修上限単位36単位の範囲内で基礎法学・隣接科目と展開・先端科目を履修します。基礎法学・隣接科目では法社会学を履修します。法社会学は、法と社会の関わりを扱う基礎的な科目であって、法解釈学を学ぶに当たっても重要な意義を持つ科目です。展開・先端科目としては、労働法Ⅰ（基本領域）、労働法Ⅱ（展開領域）、労働法演習、租税法Ⅰ、租税法Ⅱ、地方自治法、社会保障法、消費者法、環境問題と法Ⅰ、環境問題と法Ⅱ（演習）といった行政や地域社会・市民生活と関連の深い諸科目の中から、各自の選択に応じて履修します。

3年次では、必修科目として法律基本科目8単位、実務基礎科目8単位及び選択必修の実務基礎科目2単位を履修したうえで、展開・先端科目として、2年次についてあげた上記の諸科目の中から各自の選択に応じて履修します。このほか、基礎法学・隣接科目群及び選択科目の法律基本科目及び実務基礎科目群からそれぞれ各自の関心にしたがって履修することもできますが、憲法総合演習Ⅲ（憲法判例形成論）や公法系訴訟実務の基礎は国や自治体に関わる紛争を扱うものであり、本履修モデルに密接に関わる科目として履修することを勧めます。

| 区分        | 科目名                                                                 | 配当年次 | 区分         | 科目名                                      | 配当年次     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|------|------------|------------------------------------------|----------|
| 基礎法学・隣接科目 | 法社会学                                                                | 1～3  | 展開・先端科目    | 消費者法<br>環境問題と法Ⅰ<br>環境問題と法Ⅱ（演習）           | 2・3      |
| 展開・先端科目   | 労働法Ⅰ（基本領域）<br>労働法Ⅱ（展開領域）<br>労働法演習<br>租税法Ⅰ<br>租税法Ⅱ<br>地方自治法<br>社会保障法 | 2・3  | 法律基本科目（選択） | 憲法総合演習Ⅲ（憲法判例形成論）                         | 2・3      |
|           |                                                                     |      | 実務基礎科目     | 公法系訴訟実務の基礎<br>法情報検索<br>法解釈入門<br>法文書作成の基礎 | 3<br>1・2 |